

愛媛大学研究者キャリア支援事業実施要項

令和 8 年 1 月 2 0 日
ダイバーシティ推進本部長裁定

(趣旨)

第1 愛媛大学研究者キャリア支援事業（以下「本事業」という。）は、研究力強化策の一環として、出産・育児、介護、病気やけが等の治療及び管理・運営業務等の負担により、研究活動に支障が生じる研究者に対し、研究支援員を配置することにより、その研究活動を維持・促進すること、並びに、次世代研究者育成の観点から、配置される研究支援員のキャリア形成に資することを目的とする。

本事業は、令和7年度まで実施していた「愛媛大学若手研究者キャリア支援事業」を統合し、新たに制度設計を行ったものである。

(応募資格)

第2 本事業に応募できる者は、本学の研究者（科学研究費補助金研究者番号を取得している研究者をいう。ただし、大学院に在学する者及び日本学術振興会特別研究員 DC1・DC2 の者を除く。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠中又は同居する小学校6年生までの子を養育している者
- (2) 市区町村から要介護の認定を受けている親族（同居、別居は問わない）を介護している者
- (3) 病気やけが等の治療を行っている者
- (4) 女性研究者のうち、本学の管理・運営業務等に従事している者

(支援内容)

第3 本事業では、次の各号に掲げる支援内容のうち、研究者が希望する形態に応じて、配置する研究支援員の雇用経費を支援する。

(1) 環境整備型

出産・育児、介護及び病気やけが等の治療の負担により、研究者及びその周辺の研究活動に支障が発生する場合、所属研究室等に研究支援員を配置する。

なお、特別休暇（産前・産後）、育児休業、出生時育児休業及び介護休業を取得中であっても、継続的な支援を行うことができることとする。

(2) 特定型

出産・育児、介護、病気やけが等の治療及び管理・運営業務等の負担により、研究時間の確保が困難な研究者に対して研究支援員を配置する。

(支援期間及び支援額等)

第4 本事業の募集は、定期募集枠及び随時募集枠の2区分を実施するものとする。

2 定期募集枠の支援期間は当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

3 随時募集枠（ただし、応募できる者は、定期募集枠の募集以降に第2に定める応募資格を満たす者とする。）の支援期間は当該申請の採択日から当該年度の3月31日までとする。

4 支援額は、定期募集枠の場合は1件につき30万円、随時募集枠の場合は1件につき15万円を上限とする。

(申請)

第5 本事業の支援を希望する本学の研究者(以下「申請者」という。)は、第4に定める定期募集枠については所定の期間内に、随時募集枠については、支援開始を希望する日の1月前までに、別に定める申請書類により、ダイバーシティ推進本部長(以下「本部長」という。)に申請するものとする。

2 第3(1)に定める支援を希望する申請者は、所属研究室等に研究支援経費が配分されるため、当該研究室等の構成員に十分相談の上、申請しなければならない。

(審査内容)

第6 審査に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 育児等による研究従事の困難度
- (2) 研究支援員経費について他の資金による代替の可能性
- (3) 研究活動の現状及び今後の推進見込み
- (4) 研究支援員の配置による優れた研究活動の推進と育児等の両立への貢献
- (5) 過去の採択状況

(審査委員会の設置及び審査の付託)

第7 本部長は、第5に基づき申請があったときは、研究者キャリア支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、審査を付託する。

(審査委員会)

第8 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ダイバーシティ推進本部副本部長
- (2) ジェンダー協働推進センター長
- (3) ジェンダー協働推進センター副センター長
- (4) その他ダイバーシティ推進本部副本部長が必要と認めた者 若干名

2 審査委員会に委員長を置き、前項(1)の委員をもって充てる。

(採択の決定等)

第9 本部長は、審査委員会からの報告に基づき、採択者及び支援額を決定し、申請者に結果を通知する。

(研究支援員の選定)

第10 研究支援員となる者の候補者は、事業趣旨に鑑み、原則として本学の大学院生または学部生とする。ただし、当該支援業務が研究支援者本人のキャリア形成に資すると認められる場合は、この限りではない。

(研究支援員の就業等)

第11 研究支援員は、国立大学法人愛媛大学有期契約職員就業規則に規定する非常勤職員(研究支援員または研究補助員)とする。

2 研究支援員は、申請者の研究活動に必要な実験補助、研究データの解析、統計処

理、文献調査、発表資料作成等の研究補助業務を行う。

支援業務は、申請者の指示のもとで実施されるものであり、支援時間中に研究支援員自身の研究活動を行うことはできない。

- 3 申請者は、次世代研究者育成の視点を持ち、研究支援員の業務内容等を指示するとともに、研究支援員のキャリア形成に配慮し、ロールモデルとして啓発に努めるものとする。

(成果報告)

- 第12 利用者及び研究支援員は、支援期間終了後速やかに、別に定める成果報告書を提出するものとする。

(事務)

- 第13 この要項に関する事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

- 第14 この要項に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年1月20日から施行する。